

笠野原台地雨水排水懇談会の提言実現化検討業務委託(R8)

仕様書

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

本仕様書は、鹿屋市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する「笠野原台地雨水排水懇談会の提言実現化検討業務委託(R8)」以下「本業務」という。）に適用するものとする。

なお、本仕様書は、公募型プロポーザルにおいて企画提案された内容を基に委託者と受託者の協議のうえ、適宜修正するものとする。

第2条 (目的)

本業務は、笠之原地区の浸水被害改善に向けて、笠野原台地雨水排水懇談会から提言された対策案を、経済性、効果、施工性、実現性等の観点から総合的に評価し、提言の実現化に向けた検討を行うことを目的とする。

第3条 (準拠する法令等)

本業務の実施にあたっては、契約書及び本仕様書によるほか、下記に掲げる参考図書に準拠して実施することとする。なお、参考図書及び貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、担当者と協議するものとする。また、参考図書は、業務作業時点の最新版を用い、業務作業中に改訂がなされた場合には、担当者と協議するものとする。

- (1) 測量業務共通仕様書（令和8年4月 鹿児島県土木部）
- (2) 設計業務等共通仕様書（令和8年4月 鹿児島県土木部）
- (3) 日本河川協会「建設省河川砂防技術基準（案）調査編・設計編Ⅰ・設計編Ⅱ」
- (4) 日本河川協会「国土交通省河川砂防技術基準書 - 計画編 -」
- (5) 日本下水道協会「下水道施設計画・設計指針と解説（前編・後編） - 2019年版 -」
- (6) その他関係法令、指針、便覧、要綱等

第4条 (義務)

受託者は本業務の履行にあたり、業務の目的を十分理解したうえで最高の技量を発揮して本業務を遂行しなければならない。

第5条 (疑義)

受託者は本業務を実施するにあたり、本仕様書に定めのない事項、あるいは作業過程において疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し、委託者の指示を受けなければならない。なお、作業内容に変更が生じた場合も同様とする。

第6条 (業務計画書の提出)

受託者は、契約締結後、遅延なく業務計画書を提出し、委託者の承認を受けるものとする。また、業務計画書には、契約図書及び本仕様書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画
- (6) 成果品の内容、部数 (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制（緊急時含む）
- (9) 使用する主な機器 (10) その他、委託者が必要と認める書類

なお、承認された事項を変更しようとする場合は、その都度担当者の承認を受けるものとする。

第7条（担当技術者・主任技術者・照査技術者）

- 1 受託者は、過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）に、国又は地方公共団体が委託する同種業務の実績を有する担当技術者、主任技術者及び照査技術者をもって、適正に業務を行わせるものとする。なお、同種業務とは、「流域内の内水・浸水対策を実施するための基本計画策定業務、概略設計業務、基本設計業務」の3つの業務に類するものとする。また、下記のいずれかの資格を有する主任技術者、照査技術者を配置するものとする。
- 2 主任技術者、照査技術者は、次に掲げる資格のいずれかを有する者で、かつ同種業務の実績を有するものとする。
 - ① 技術士（総合技術監理部門（下水道））
 - ② 技術士（上下水道部門（下水道））
 - ③ 技術士（総合技術監理部門（河川、砂防及び海岸・海洋））
 - ④ 技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））
- 3 主任技術者は、業務全般に渡り技術監理を行わなければならない。
- 4 照査技術者は、業務の節目ごとに成果の確認を行うとともに、成果の内容について照査を行わなければならない。
- 5 配置する主任技術者、照査技術者は、相互に兼ねることはできない。また、担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。なお、選任された技術者が本業務の目的を確実に達成するに適當でないと委託者が判断した場合、受託者は委託者の申し出により速やかに他の適任者を選定し、交代させなければならない。

第8条（連絡協議）

- 1 本業務の実施にあたり、業務の適切な遂行を図るため、受託者と委託者は常に密接な連絡を取るものとする。また、受託者はその内容について協議記録を作成するとともに、相互に確認するものとする。
- 2 業務の着手時及び納品時、並びに業務の主要な区切り、その他業務上必要が生じた場合には、委託者と受託者は遅滞なく協議を行うものとする。

第9条（関係行政機関への手続き）

本業務の実施に必要な関係行政機関への諸手続きは、委託者と打ち合わせのうえ、受託者の責任において迅速に処理しなければならない。

第10条（損害賠償）

受託者は、本業務の実施にあたり、万一第三者へ損害を与えた場合は、受託者の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて受託者が負担するものとする。

第11条（安全管理）

受託者は、各作業員に対し関係法規を常に遵守させ、安全管理に努めなければならないものとする。また、作業実施中に事故が発生した場合には、速やかに事故発生の原因、経過、被害状況等の内容を委託者に報告するとともに、受託者の責任において、この対応・処理にあたるものとする。

第 12 条（資料の貸与）

受託者は、測量及び調査業務に際し、必要な図書資料等を所定の手続きによって借り受けるものとする。また、借り受けた図書等については、委託者の許可なく外部に貸与または公表してはならない。なお、委託者が返却を求めたとき、また、業務完了後は速やかに委託者に返却しなければならない。

○貸与資料

No.	名称	所管課
1	R 6 肝属川流域内水対策効果検証業務 報告書	国土交通省大隅河川国道事務所 (鹿屋市都市政策課扱い)
2	笠野原台地雨水排水懇談会 検討資料一式	鹿屋市都市政策課
3	笠野原台地雨水排水対策基本計画策定業務委託 (H30. 3) 報告書	鹿屋市都市政策課
4	その他、業務の遂行に必要と思われる資料	—

なお、本業務に関連する「笠野原台地における内水対策の提言 (R8. 1. 8)」については、鹿屋市ホームページ (URL : <https://www.city.kanoya.lg.jp/toshikei/kondankaiteigensyo.html>) に掲載しており、本業務の実施にあたっては参照すること。

第 13 条（機密の保持）

受託者は本業務遂行中に知り得た事項及び内容全般について、委託者の許可なく他に漏らしたり、不当な目的に使用したりしてはならない。また、受託者は本業務に係る個人情報・行政情報の漏洩、紛失又は改ざんの防止等を図るために個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し業務を進めなければならない。

第 14 条（瑕疵の修正等）

受託者は本業務完了後であっても受託者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに委託者の必要と認める修正等を受託者の負担において行うものとする。

第 15 条（成果品の帰属）

本業務で得た成果品については、全て委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく複製、貸与、公表及び使用してはならない。

第 16 条（履行期限）

本業務の履行期限は令和 9 年 3 月 25 日（木）としているが、履行期間は契約締結の日から 220 日間を想定しており、議会の承認を得たうえで変更契約を行う。（繰越予定）

第 17 条（TECRIS）

受託者は、契約時又は完成時において、委託料 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「通知書」を作成し、担当者の確認を受けたうえ、受注時は契約後 10 日以内（土、日、祝日等を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内（土、日、祝日等を除く）に、完了時は業務完了後 10 日以内（土、日、祝日等を除く）に登録しなければならない。また登録完了後は、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに担当者に提出しなければならない。

第2章 業務内容

第18条（対象区域）

笠野原台地から肝属川に至る排水路流域（A=2, 256ha：別紙流域図参照）を対象区域とする。

第19条（業務内容）

本業務の内容は、以下のとおりとする。

作業項目	作業内容
1. 計画準備	・業務計画書の作成など
2. 資料収集・整理	・被災データ、笠野原台地雨水排水懇談会の提言資料、既設排水施設図面等の収集・整理
3. 現地踏査	・収集資料に基づき、被災箇所、既設の排水ルート、提案されている対策案の予定地等の現況、施工環境、用地状況等の把握
4. 対策案の整理および課題抽出	・提言された各対策案の実現可能性（地形・構造物との整合、法規制、土地利用等）の整理 ・現地状況を踏まえた、提言内容の補完・最適化案の抽出
5. 基本計画の検討	・各対策案の浸水改善効果（単独・複合効果）の検証 ・具体的な施設規模（貯水池容量、排水路断面等）の想定および概算事業費の算出 ・基本計画・概略設計レベルの施設計画図（位置図、平面図、標準断面図等）の作成 ・財源対策の整理。（国庫補助金の適用要件精査と、最適な財源スキームの提案） ・全体スケジュール策定、用地取得、維持管理体制等の課題・留意事項の整理
6. 対策案の総合評価	・経済性、効果、施工性、実現性（維持管理や用地取得の難易度）等の観点からマトリクス表等を用いて総合的に評価し、最適案（または段階的な整備計画）を選定
7. 関係機関との協議 資料作成支援	・国、県等との協議に用いる説明資料（図面・説明資料等）の作成支援
8. 報告書作成	・検討結果のとりまとめ
9. 打合せ協議	・5回程度（中間3回）

第20条（成果品）

提出すべき成果品及び提出部数は下記の紙媒体及び電子媒体によるものとするが、詳細については委託者との協議によるものとする。

- | | | |
|------------------|-----|------------|
| 1 報告書（ドッチファイル形式） | ・・・ | 2部（正・副各1部） |
| 2 設計図（縮小版 A3 版） | ・・・ | 2部（正・副各1部） |
| 3 成果品電子納品（CD-R等） | ・・・ | 2部（正・副各1部） |
| 4 その他委託者の指示するもの | ・・・ | 一式 |

第3章 その他

第21条（ウィークリースタンス）

本業務の実施に当たっては、「鹿屋市設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領（令和4年6月1日制定）」に基づき、委託者及び受託者相互に協力し、取り組むものとする。